

1 基本方針の策定について

(基本理念)

いじめは、いじめを受けている生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。このような行為は人として決して許されるものではない。これらのことを生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように取り組んでいく。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを絶対に行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめは全ての生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよういじめ防止等の対策を行う。また、学校評価にも位置づけ、点検・改善に努める。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

ア 学校の教育活動全体を通じて人権教育の充実を図り、自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

イ 道徳の時間を要とした道徳教育を充実させ、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む。

ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、保護者・地域と連携し、人権作文発表会、ハートフル講演会、人権研修会等を実施する。また、学年・地区懇談会等で意見交換や協議の場を設ける。

エ 地域行事への参加や運営に生徒が積極的にかかわり、地域の方や保護者等、多くの大人に支えられる体験を通して、自信や意欲、感謝する心など豊かな心を育成する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア アンケート調査等の実施

①生徒を対象としたアンケート調査（生活実態調査・規範意識アンケート）の実施

②カウンセリングワークによる生徒理解（6月・11月）

イ 日常的な実態把握

①生活ノートによる生徒理解

②休み時間や昼休みに途切れることなく廊下や教室での生徒の見守りを行い、生徒の様子や変化を敏感に捉える。

ウ 相談体制

①普段から保護者との信頼関係を築き、些細なことでも相談しやすい環境づくりを進める。

②スクールカウンセラー等と協力し、生徒及び保護者への教育相談活動を行う。

③県・市及び関係機関が設置する相談窓口の周知を図る。

エ いじめの防止等のための教職員の資質の向上

①いじめの捉え方について、教職員間で共通理解を図る。

②人権感覚を磨き、人権意識の高揚を図る。

③いじめ対応能力の向上に向けた研修を年間計画に位置づけて実施する。

(3) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- ② ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ③ スマートフォン等を使用する生徒及びそれを第一義的に管理する保護者に対して、フィルタリングの利用や家庭でのルール作り等、インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処ができるよう情報モラル研修会等を通して啓発を行う。

(4) いじめ事案への対応と組織について

ア いじめの防止対策のための組織「生徒指導委員会(いじめ対応チーム)」の設置
いじめの防止等を効果的に行うため、次の機能を担う。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当教員、学年生徒指導担当、養護教諭
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

<活動>

- ① いじめを生まない土壌づくりのための予防的・開発的な取組に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案の対応に関すること

<開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案の把握時は即日開催とする。

イ いじめ事案把握時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認を行い、生徒指導委員会(いじめ対応チーム)を中心に組織的な対応を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、三木市教育委員会へ報告し、問題解決に向けての指導助言等必要な支援をうける。
- ③ いじめの再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を行う。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑤ いじめを繰り返す生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うとともに、専門機関との連携を深め専門的・多角的な支援を行う。
- ⑥ いじめ事案の内容や生徒の状況により、学校だけでは解決が困難な事案については、必要に応じて三木警察署等の関係機関と連携して対処する。

3 重大事案への対処

いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、重大事態が発生した旨を三木市教育委員会へ報告し、警察・いじめ防止センター等の関係機関と連携を図り、迅速に調査を実施し、事態の解決にあたる。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組と年間指導計画

| | 職員会議等 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組 |
|-----|---|---|----------------------------------|
| 4月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) ・指導方針 ・年間指導計画の作成 職員会議 ・いじめ防止基本方針の確認 ・いじめ対応マニュアルの確認 ・年間指導計画の確認 | 人権教育年間指導計画の作成 道徳年間指導計画の作成 不登校対策委員会年間計画 学年・学級における人間関係作り | |
| 5月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 職員研修1(不登校、人権教育) | 学年・学級における人間関係作り (校外学習実施を通して) | |
| 6月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 職員研修2(カウンセリング) 校内研修3(薬物乱用防止) | 校内人権作文発表会 ストレスマネジメント授業実施(1年) 薬物乱用防止教室 | 規範意識・生活実態アンケート カウンセリングウィークの実施 |
| 7月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) ・情報共有 ・1学期の反省と2学期の計画 | ストレスマネジメント授業実施(2年) 情報モラル講演会 | |
| 8月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 校内研修4(救急救命法、交通安全) | | |
| 9月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 校内研修5(学級づくり、授業づくり) | 学年・学級における人間関係作り (体育祭を通して) | |
| 10月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 校内研修6(道徳の授業のすすめ方) 校内研修7(ネットモラル) | 学年・学級における人間関係作り (文化祭を通して) | |
| 11月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 校内研修8(人権教育) | 校内人権週間 | 生活実態アンケート カウンセリングウィークの実施 |
| 12月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) ・情報共有 ・2学期の反省と1学期の計画 | | |
| 1月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 弁護士によるいじめ防止授業 | 学年・学級における人間関係作り (スキー実習を通して) ストレスマネジメント授業実施(3年) | 生活実態アンケート |
| 2月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 校内研修9(特別支援教育) 校内研修10(人権教育) | | |
| 3月 | 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) ・1年間のまとめ ・来年度の課題検討 | | |

※1 職員会議：いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し、全職員で共通理解を図る。

※2 いじめアンケート：学校の実態により、必要がある場合は随時実施する。

※3 職員研修：カウンセラーによるカウンセリングマインド研修等を実施する。

※4 学級・学年づくり/人間関係づくり：宿泊行事や学校・学年行事等を活用し、人間関係づくりを計画的に進める。